

流入車規制に伴う車種規制適合車等の納入遅延等に係る「発注済証明書」の平成21年4月1日以降の取扱いについて

流入車規制の開始にあたり、大阪府では車種規制適合車の納入やNOx・PM低減装置の装着が間に合わない車両について発注済証明書を交付しました。

しかしながら、NOx・PM低減装置の装着後に排ガス試験を受ける必要のある車両では、NOx・PM低減装置を装着したにもかかわらず、排ガス試験の実施が遅れているケースがみられるなど、一部の車両について平成21年3月末までに車種規制適合車への対応が困難な状況がみられます。

つきましては、すでに発注済証明書が交付された車両のうち、特殊な事情があり発注者の責によらない理由で、平成21年3月末までに車種規制の対応が困難な車両については、有効期限を延長して発注済証明書を再度交付することとしましたのでお知らせします。

1 対応の内容

発注済証明書が交付された車両について、遅延理由を添えて再度願い出ることにより、有効期限を延長した発注済証明書を再交付する。

再交付した発注済証明書を備えている自動車は、条例の規制を遵守(車種規制適合車等の使用、適合車等標章(ステッカー)の表示)しているものとして取扱う。

2 発注済証明書の再交付手続きについて

車種規制適合車とするためにNOx・PM低減装置を装着し排ガス試験を受検する必要がある車両

願出者 NOx・PM低減装置の装着を受注した者
(装置メーカー、装置装着を行う協力整備工場)

証明書の再交付対象

- ・ 平成21年3月23日までに発注済証明書の交付を受けた車両
- ・ NOx・PM低減装置を装着し、排ガス試験により車種規制適合車への対応が平成21年4月1日以降となる車両

証明書の有効期間

- ・ 特殊な事情があり発注者の責によらない理由で有効期限の延長が必要となる車両については、その事情を考慮のうえ、平成21年4月1日から3ヶ月以内

3 願い出に必要な書類等

発注済証明書交付願(要綱に記載のとおり)

車検証の写し

以下の事項を記載したNOx・PM低減装置を装着したことを証する書面

- ・ 証明書交付番号
 - ・ NOx・PM 低減装置のメーカー名及び型式
 - ・ 装着年月日
 - ・ 装着した者
 - ・ 担当者および連絡先
 - ・ NOx・PM 低減装置を装着した車両について、登録番号が識別できる全体写真及び車両に装置が装着された状態の写真
- 以下の事項を記載した排ガス試験の実施日が平成 21 年 4 月 1 日以降となることを証する書面
- ・ 排ガス試験実施機関の名称
 - ・ 排ガス試験の申込み日
 - ・ 排ガス試験に係る実施機関との調整状況

4 発注済証明書の再交付の願出の受付開始日

平成 21 年 3 月 23 日

5 その他

構造もしくは仕様に特殊な事情があり、一般的な納入期間を超える場合で、発注者の責によらず平成 21 年 3 月末までに車種規制の対応が困難な車両については個別協議とする

6 発注済証明書交付願の送付先・問合せ先

〒540-8570（住所の記載は不要）

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課自動車排ガス規制・指導グループ

電話 06-6944-9251（直）